

〔整備工場コード〕44-00497平成18年3月1日〔関東運輸局〕
 ＊保安基準緩和事項〔認定〕004〕平成一8年3月1日〔005〕開東運輸、〔0
 56〕隣接軸重量を表示すること。〔004〕自動車の後面及び後面を備え、運
 56〕車両には、記録重を表示すること。〔091〕運行記録計を運転者席に
 者は、席況、記録重を表示すること。〔095〕けん引車の後面及び後面を
 者は、席況、記録重を表示すること。〔095〕けん引車の後面及び後面を
 行は、隣接軸重量を表示すること。〔095〕けん引車の後面及び後面を
 058DB 検査事項〔110〕速度制限装置なしけん引重量を示し、
 〔その他検査事項〕〔110〕速度制限装置なしけん引重量を示し、
 〔その積載量欄中括弧内は車両総重量を示す。〕
 最重車 最大面総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

裏面もご覧下さい。